

令和6年度 介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助金について

補助対象事業者

県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設を設置する者

対象職員

未就学児を養育する介護職員

補助額

出産・育児休業等から復職した介護職員が育児のために短時間勤務等をする際に、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合に補助します。

※上限：短時間勤務の介護職員1人あたり250,000円

- 短時間勤務とは
未就学児を養育する介護職員で、下記のいずれかに該当する方
出産・育児休業後に復職し、短時間勤務制度を利用する介護職員
出産・育児のために一度退職し、介護職員として短時間勤務の雇用形態で再就職した職員
※ただし、障がい児を養育する場合は、18歳に達する日又は高等学校を卒業する日の属する年度末までを補助対象とします。
- 代替職員とは
新規に雇用する場合のほか、派遣職員を依頼する場合や既に雇用している非常勤職員により代替する場合も対象とします。

※予算額を超える申請があった場合は先着順とし、申請書受付を早期終了する場合があります。

提出書類

《事前着手届》

- 事業着手日(※)が5月1日～6月30日までの場合は、事業着手日の1週間前(必着)までに「事前着手届」を提出してください。
- 事前着手届を提出後、速やかに交付申請書類を提出してください。

※ 事業着手日とは

- ・ 介護事業者の費用支払い日
- ・ 短時間勤務制度等を利用する介護職員が出産・育児休業から復職する日

の、いずれか早い日となります。

- すでに事業着手日を過ぎている場合は、事前着手届の提出は不要です。速やかに交付申請書類を提出してください。この場合、補助の対象とすることができるのは、交付決定日以降に発生した費用となりますのでご注意ください。
- 事業着手日が7月1日以降の場合は、事業着手日の1か月前までに交付申請書類を提出してください。
- 交付要綱や様式等の詳細については、下記ホームページをご確認ください。

お問合せ先 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課福祉介護人材グループ
電話045-210-4755（直通）

郵送先 〒231-8588（所在地記載不要）
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
福祉介護人材グループあて

ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f536505/index.html>